

平成29年度 第4回石巻市被災者自立再建促進対策本部会議要旨

日時：平成30年2月5日（月）

会場：庁議室

[報告事項]

1 プレハブ仮設団地移転・集約の進捗状況について

(1) 平成30年3月退去期限団地の移転集約状況 [1月17日時点]

・移転・集約状況 移転集約団地数 6団地

<移転集約団地の入居世帯内訳>

移転対象世帯数	0世帯
再建予定世帯数	16世帯
不適正利用世帯数	5世帯
仮設間移転済世帯数	10世帯

(2) 不適正利用世帯対応状況（全団地）

返還指導等	14世帯
返還命令	17世帯
返還命令事前通知	15世帯
状況聞取等	1世帯
居住確認通知	8世帯
親族に返還依頼	11世帯

(3) 地区ごとの入居率（全体：52.6%→14.4%）

地区	入居率		地区	入居率	
	H28.5.1 (プログラム策定時)	H30.1.17		H28.5.1 (プログラム策定時)	H30.1.17
石巻	50.3%	12.8%	河北	60.1%	33.5%
大橋	55.3%	16.3%	雄勝	44.1%	19.9%
開成	49.5%	12.8%	河南	49.3%	7.7%
蛇田	48.9%	13.6%	桃生	35.4%	7.3%
万石	47.4%	7.3%	北上	68.0%	8.5%
			牡鹿	71.0%	13.5%

2 潜在未定世帯調査について

【目的】

仮設住宅供与期間が終了するに当たり、入居者が期間内に住まい再建を果たせるよう支援を実施するため、特定延長に関する届出書等で把握した再建方法等を基に、より詳細な情報収集を行う。なお、必要に応じ、把握した情報は宮城県東部被災者転居支援センター、石巻市伴走型被災者支援事業等における支援に繋げていくもの。

【調査期間及び対象】

特定延長に関する届出書等に基づき確認対象を区分し、平成29年9月から段階的に調査を実施している。

【調査状況】

[12月末時点]

- ・対象世帯 988世帯
- ・調査除外（退去等） 73世帯
- ・調査済 652世帯
- ・調査率 71%
- ・今後調査対象世帯 220世帯

【調査済652世帯について】

再建の実現性 (確度)	世帯	(支援等に繋いだ世帯)
高	277	23
中	240	70
低	135	97

<再建の実現性（確度）「低」に分類した世帯への対応状況>

- 復興公営・・・供与期限までに入居できない場合に備え、他の再建方法について具体的な予定があることを確認している。
- 自宅再建・・・供与期限までに時間がある場合は、計画的な再建について状況確認や声掛けに加え、供与期限に間に合わない場合に備えた他の再建方法の検討を促している。政令月収が低い世帯には、資金に応じた実現性の確認により、再建方法の再検討も含めた相談支援を実施している。
- 市営・県営・・・希望がありながら申込みをしていなかった世帯に対し、情報提供、相談、具体的な手続き支援を行いながら、家族関係・滞納状況・希望住戸・民間賃貸との再建先の選択について調整中。

○賃貸住宅

- ・みなしと同じ物件・・・二者契約後の家賃の確認、支払い困難と見込まれる場合は公営住宅への申込みについて話を進めている。
- ・別の民間賃貸住宅・・・供与期限が3か月～半年以上先であるため、物件探しを始めていない。資金に不安のある世帯には特に家賃を踏まえた早めの検討を始めるよう声掛けを実施している。併せて、公営住宅への申込みの必要性も確認中。

[主な質疑応答]

Q みなし仮設住宅入居者への今後の取組みは。

A 県から入居者、管理人に対し入居期限を通知している。みなし仮設と同じ物件での再建でなければ、転居支援センターと連携するなど、県と協力しながら期限内の退去につとめていく。

Q 今後の状況により再建の実現性（確度）が下がる可能性もあるということか。

A 調査時点で不確実な要素のある世帯については引続き注視しながら対応して行くもの。確度を高めるように支援していく。

3 在宅被災者等支援事業について

在宅被災者等の現状を把握し、適切な被災者支援を行うことを目的として実施した。

【業務概要】

- 1 業務名称 在宅被災者等支援事業（委託先 仙台弁護士会）
- 2 業務期間 平成28年12月1日～平成29年11月30日（当初の本年9月末より2月延長）
- 3 支援対象 被災住宅（半壊以上）の補修が未完了で、劣悪な環境で生活している世帯等
- 4 業務内容 在宅被災者等の調査把握、個別法律相談等

【報告概要】

- 1 調査・相談票提出数 180世帯（延べ調査数206件）
（全壊118、大規模半壊57、半壊5）
- 2 1のうち、加算支援金受給者 171世帯
うち、独自補助金未利用数 73世帯（約4割）
（※被災者住宅再建事業補助金を独自補助金と定義。）
- 3 住宅再建度低判断数 45世帯（約2割）
うち、独自補助金未利用 28世帯（約6割）

【課 題】

- 1 自己資金がないために独自補助金が未利用となっている世帯への対応
- 2 高齢者等の情報弱者への対応

[審議事項]

- 1 石巻市復興公営住宅等移転補助金の交付申請期限の延長について
移転補助金の交付申請期間を延長し、賃貸住宅への移転費用等に対する支援を継続することにより、応急仮設住宅からの円滑な移転を図る。

<主な内容>

移転補助金の交付申請期間を平成31年3月31日まで1年延長する。

[主な質疑応答]

Q 1年のみ延長する理由は。

A 特定延長による仮設住宅の供与期限は平成31年3月31日であり、特定延長の対象となっている復興公営住宅の入居は申請期間内に間に合うもの。自宅再建のために一部の世帯が残っていた場合でも元々移転補助金の交付対象外。

- 2 津波浸水区域被災住宅小規模補修費補助金交付事業について

在宅被災者等支援事業における調査済世帯の約4割が独自補助金の未利用世帯であり、独自補助金が利用できない世帯に対する住宅再建支援が課題となった。このことから、未だ補修が完了していない世帯のうち、小規模な補修が必要な世帯等に対し補修費を補助することで、在宅被災者等の主に低所得者層の住宅再建に寄与するため実施するもの。

【事業概要】

申請時点において独自補助金の未利用者で補修未完了の世帯が新規に補修した場合で、一定額内の補修を行った世帯を対象として補助金を交付するもの。

【交付対象】

- (1) 対象者が居住する被災住宅の100万円以内の小規模補修であること。
- (2) り災等要件（以下の全てに該当する世帯）
 - ①津波浸水区域内の被災住宅
 - ②全壊又は大規模半壊の世帯
 - ③独自補助金未利用世帯
 - ④加算支援金受給済世帯

【交付内容】補助上限額（上限額までは自己負担なしで補修が可能）

50万円 ※ただし、応急修理制度未利用世帯は76万円を上限とする。

【他の要件】

- ①業者への委任払い（受領委任契約による）を原則とする。
- ②市内の業者による補修を対象とする。
- ③本補助金は独自補助金の内払いとする。

【事業期間】平成30年度の1年限りとする。

[主な質疑応答]

Q 災害危険区域でも対象になるのか。

A 対象である。

Q 加算支援金を受給済みの方が補修に対する独自補助金を受給するためには、改めて自己負担で補修費を補填しなければならないが、今回の補助事業は補填する必要がないということでしょうか。

A そのとおりである。